

1 研究のねらい

平成20年度に地区内の教員が勤務先で積み立てていた児童の修学旅行費31万4千円を私的に流用したとして懲戒免職処分を受ける金銭事故が発生した。長野県教育委員会（以下「県教委」という）は地区の校長会や事務研究会（以下「事務研」という）が作成した「学年会計取扱基準」を基にした適正な会計運営を実施していたか調査を継続したと聞いている。この金銭事故を踏まえ、新たに「学校集金会計事務取扱規程」を校長会と事務研で作成したのは平成31年4月。この規程には各校が○内部けん制体制の確立○現金保管がない適正な会計処理○通帳届出印の校長認印使用○予算書の作成や予算と比較できる決算書の作成等の適正な会計処理を行うことを盛り込んである。また、校内の諸会計に関することが事務職員の標準的職務となっていること、カリキュラム経営支援と関連性があることを踏まえた事務職員の積極的な関わりを期待することも明記された。

しかし、事務職員は一人配置が多く経験や学校の規模にも差があることが課題であり、後に「ブロックによる学校集金の協働処理」という取り組みがスタートすることとなる。

また、県教委の学校における働き方改革の取り組みは文部科学省が示したものと同様に「学校徴収金会計業務の負担軽減」に取り組むことが必須である。

ここでは中学校ブロックによる集金の協働処理が地域における教育条件の平準化と学校における働き方改革につながり、小中連携が推進されることを念頭に研究の仮説を次のとおり設定した。

事務職員が協働（学校間連携）で学校徴収金の徴収・管理を担うことで事務処理の適性化と効率化が図られ、地域の教育条件の平準化と「学校における働き方改革」に一定の成果が期待できるだろう。

加えて財務面から小中連携が進むだろう。

なお、2017年3月の学校教育法の一部改正により当該学校の事務職員が共同で処理するための組織「共同学校事務室」は地区内で設置されていない。

2 研究の経過と内容

(1)中野市教育委員会の取組み

中野市教育委員会（以下「市教委」という。）は「学校徴収金会計業務の負担軽減」という長野県の基本方針を受け、令和2年度から市教委所管で給食費の口座振替をスタートさせた。市内ではそれまで給食費を学年費・旅行費等と合算して口座振替していた学校が多く、切り離された学年費及び旅行費の徴収について検討する必要が生じることとなった。そこで事務職員と市教委職員による「学校徴収金徴収管理事務に係る検討会」が平成31年1月に設置された。検討会では給食費も含めた徴収事務全体に対して検討が進められ、学年費・旅行費の全額公費化や、徴収を市教委で行う方向も検討された。

しかし、検討された方法は教職員の負担は大きく減るものの、財政面や制度面で解決する課題が多く学年費・旅行費の徴収管理事務については継続して中学校ブロックごとに検討することとなった。

中学校ブロック会では学年費等を現金集金している学校の教員から徴収方法について口座振替の要望があること、口座振替の処理を一元化すること、金銭事故を防ぐ適正な会計処理や学校における働き方改革を考慮しながら検討が進められた。

(2)中学校ブロックによる徴収管理事務の検討

中野市内には南宮、中野平、高社、豊田の4つの中学校と7つの小学校がある。令和2年4月には高社ブロック内の4つの小学校、令和3年4月には豊田ブロック内の2つの小学校が統合した。

南宮中	中野小 延徳小 日野小
中野平	平野小 高丘小
高社中	高社小（平野小、科野小、長丘小、倭小が統合）
豊田中	豊田小（豊井小と永田小が統合）

統合した小学校では統合準備段階からブロックによる徴収事務の検討が段階的に進められてきたが、口座振替の様式を統一するといった内容に留まり、それぞれの学校で徴収管理事務を行うこととなった。この2つのブロックを除く南宮ブロックと中野

平ブロックにおいては、令和元年6月よりそれぞれの中学校ブロックによる協働処理が可能かどうか検討が進められた。最終的にはブロックで協働処理する方法を選択することになる。その理由(目的)は「事務処理の効率化」「けん制体制の確立」「経費削減」「教育条件の平準化」であり、所属の事務職員や学校に依存する体制を「協働」でカバーする形を求めることとなった。双方とも同一歩調で準備が進められた。

(3) ブロック内での協働処理の詳細

ブロック内で検討された協働処理方針の主要事項は次のとおりである。指定金融機関と諸様式や関係諸規程の作成について検討を進め、市教委や校長会と確認を取りながら実現に向けて細部を整えた。

- ①徴収管理方法：インターネットバンキング(以下「I B」という)を利用
- ②金融機関を指定：「八十二銀行」と「JA中野市」
- ③口座振替回数：年間10回の範囲内で再振替を実施
- ④口座振替手数料：保護者負担(金融機関による手数料の差は保護者が選択することで可)
- ⑤口座振替依頼書：様式統一し、進級時に持ち上げ
- ⑥未納者対応：未納者が金融機関の窓口で直接納付
未納者連絡は保護者へ郵送
- ⑦納付書：様式統一
- ⑧旅行費：業者積立に切り替え
- ⑨口座名義：全ての口座名義を同名(統一)
- ⑩契約書や規程整備：統一した契約書、規程の作成
- ⑪その他：ア) ブロックによる協働処理の開始
イ) 会計年度任用職員の配置を要望

(4) ブロックによる協働処理の開始

令和2年度よりブロックの中学校を基幹校に位置付け、南宮、中野平ブロックで協働処理が開始された。協働処理の仕組みを資料1のとおり示す。大きな特徴はブロック内の基幹校の処理により、けん制体制がとれること、口座振替や業者支払いを協働で処理すること、未納者対応の情報共有ができること、業者支払いは金融機関の窓口へ出向くことなく支出伺いによるI B処理となる等、各校の事務処理は大幅に効率化された。未納者対応では兄弟関係を中心に小・中学校の連携が可能となる。また、新たな仕組みの中で基幹校が膨大な事務処理となるため会計年度任用職員(事務職員)がブロック(基幹校)に配置され、その処理の中心を担うこととなった。

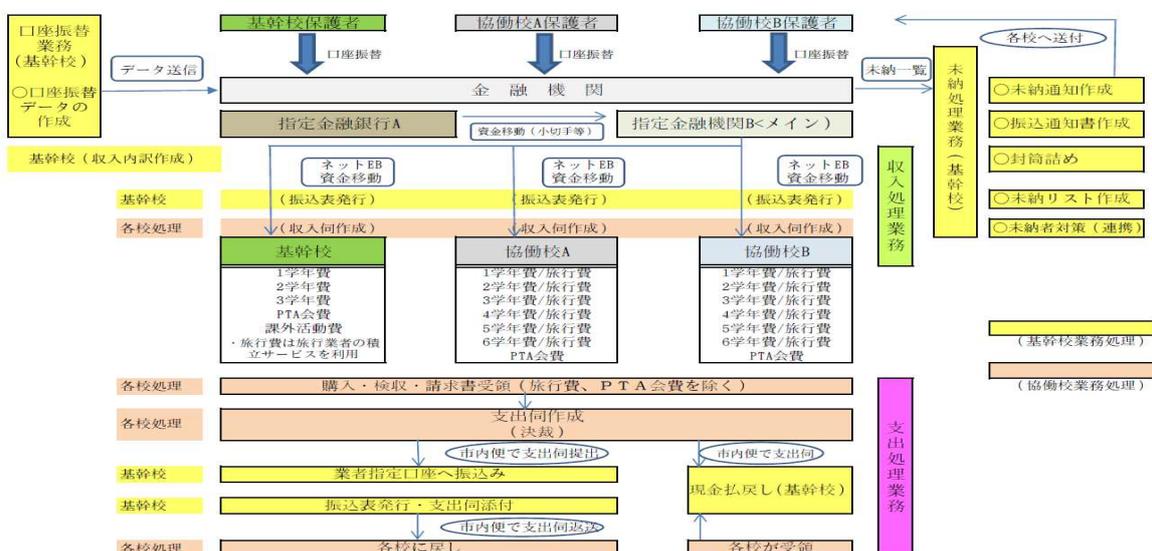
(5) 協働処理と単独校処理の比較から

研究の仮説から令和2年度より開始された協働処理と単独校処理の比較を資料2のとおり示した。比較したのは協働処理を行う南宮ブロックと単独校処理を行う高社ブロックである。ここでは比較表から2(2)に記載したブロックによる協働処理の理由(目的)に対して、実施後の評価を行い検証の参考とした。

①事務処理の効率化

紙による口座振替データの提出や現金集金、業者への現金支払い等、学校ごとに異なっていた事務処理はI Bを使用することで協働処理することが可能となった。口座振替データの作成、業者への支払業務は基幹校で処理が完了し、各校の事務処理の効率化が実現できた。

ブロックによる協働処理例 (資料1)



②けん制体制の確立

協働校と基幹校で支出伺いによる二重の決裁をとり、I Bによる業者支払を実施している。現金の払戻も基幹校でしかできないため、けん制体制が大きく向上した。

③経費削減

協働処理のためI Bは基幹校の1契約で済むこととなる。そのため各校で負担していた紙媒体による口座振替データの作成手数料や窓口処理の振込み手数料が割安となった。

④教育条件の平準化

学校集金の規程等が整備されても、単独で処理している場合は事務職員の関わり方等でその学校の集金方法や仕組みが変わってしまうことがあった。協働処理によりブロック内の口座振替日を統一したり、口座振替依頼書の提出を小学校入学時のみにする等、保護者の利便性が向上し、仕組みが定着したことで学校に依存することがなくなった。

3 研究のまとめ

(1) 研究の仮説に対する検証

①集金事務の適正化と効率化

ア) 2019年度全国上半期の学校徴収金をめぐる教職員の着服等の事故は現金集金を行っている学校で多く発生し、けん制体制が不足していることが原因だと聞いている。私たちの地区でも過去の金銭事故を踏まえ規程等を見直し、けん制体制の強化を進めてきた。この協働化は学校間連携による「けん制体制の仕組み」である。開始から僅かな時間で新たな事務処理の流れがブロック内に定着し、集金事務の適正化が図られた。

イ) それまで各学年の会計担当者がそれぞれ担ってきた集金事務をITを活用したことで教員から多くの事務処理が離れた。よって大きく効率化が図られた。

ウ) 小中連携した未納者対応

学校徴収金会計業務にとって大きなウエイトを占める未納者対応は、小・中学校それぞれに在籍する児童生徒の情報をブロック内で共有し、就学援助等へ橋渡しする等きめ細かく対応できるようになった。なお、南宮中の未納者は協働処理以前の単独処理と比較して大きく減少した。(収納率は以前より高くなった。)

②地域の教育条件の平準化

ア) 地域内の小、中学校の口座振替日が同一となり、

協働処理と単独処理の比較 (資料2)

	南宮中ブロック (協働処理)		高社中ブロック (単独処理)	
1 協働処理学校	南宮中学校(基幹校)、中野小学校、延徳小学校、日野小学校		(単独処理) 高社中学校 高社小学校	
2 R元年度までの集金方法	南宮中	口座振替(八十二銀行、JA中野市)	高社中	口座振替(JA中野市)
	中野小	現金集金	高社小	口座振替(JA中野市)
	延徳小	現金集金		
	日野小	現金集金		
3 ブロック内の児童生徒数(R2.5.1)	1,540名 (南宮中505中野小828延徳小141日野小66)		615名(高社中214名高社小401名)	
4 口座振替	○(八十二銀行、JA中野市)		○(JA中野市)	
5 口座振替手数料	八十二銀行:55円、JA中野市:33円		JA中野市:55円	
6 口座振替不能時の手数料負担	無料		無料	
7 I B利用	○(ブロックとしての契約:無料)		×	
8 集金回数	年9回(毎月払い一括払いの選択)		年5回(2ヵ月に1回)	
9 再振替の有無	有		有	
10 口座振替日	15日(30日)		15日(30日)	
11 業者支払い	I Bによる振込処理(一部現金)		現金払戻後に学校で業者に現金払い	
12 集金業務実務者	市費会計年度任用職員(南宮中に在籍)		県費事務職員	
13 けん制体制(協働処理の流れ)	集金	基幹校が一括でブロック内の生徒分をデータ作成し、口座振替を実施。集金後各学校のそれぞれの学年口座に資金移動	集金	各校が専用紙に集金額を記入し金融機関へ提出
	支払(振込)	各校の各学年担当者が支出伺いを作成し校内で決裁後、基幹校に支出伺いを提出。基幹校において支出命令決裁を受け、I Bで振込処理	支払(振込)	各校の各学年担当者が支出伺いを作成し校内で決裁後、事務職員または会計担当教員が金融機関へ払戻に行き、学校で業者に現金払いする。
14 ブロック全体の口座振替済率(再振替後)	5月	97.9%	5月	98.0%
	6月	98.4%	7月	98.3%
	7月	97.4%	9月	98.6%
15 未納者対応	基幹校(南宮中)から各校に未納者名簿と連絡通知、納付書を送付し各家庭に届ける。(兄妹関係は基幹校で郵送する)		各校がブロック内の未納者通知を作成し、生徒を通して家庭に届ける。	
16 現金払出処理	各校の各学年担当者が支出伺いを作成し校内で決裁後、基幹校に支出伺いを提出。基幹校において支出命令決裁を受け、金融機関で払出し、該当校が現金を受け取る。		各校の各学年担当者が支出伺いを作成し校内で決裁後、事務職員または会計担当教員が金融機関へ払戻に行き、学校で業者に現金払いする。	

保護者の手続きが簡素化され、南宮・中野平ブロック内の学校では同じサービスを保護者に提供できるようになった。

イ) 所属する事務職員の経験や考え方に依存していた学校徴収金会計業務がブロック(地域)に依存されるようになった。

③学校における働き方改革の推進

ア) 文部科学省や県教委の標準的職務表とともに「事務職員の標準的な職務の内容及びその例」に学校徴収金に関する事務を事務職員が担うとの明記があり求められている職務に対応した仕組みが位置付く。

イ) 単独校での徴収金会計業務と比較して協働校での教員の会計担当者の業務は次の比較表のとおり大きく減少している。南宮中ではブロックによる協働

処理の仕組みが確立したことで会計担当者を令和3年度から教員→スクールサポートスタッフや教育支援員に変更している。児童生徒に接する時間や教材準備等の時間は大幅に増えたものと考えられる。数値には反映できないが以下、各学校の教員から寄せられた声を示す。

- 銀行に出向く時間や業者に支払う手間が省けた。
- 支出伺を提出するだけで支払いが正確に完了するので事務処理が簡単。
- 授業準備をするつもりで始業前に早めに出勤したところ未納の現金が届けられ、その処理で大きなストレスとなっていたが解消された。
- 会計業務に知識のない若い職員でも担当できる。
- 複数で確認してくれるので良い。
- 集めた現金を管理する手間がなくなった。
- 会計業務に充てていた時間が教材研究等の時間に向けることができ有り難い。
- 現金の紛失等の事故もなく安心。

(学校徴収金会計業務の単独校処理と協働校処理の担当業務比較表)

担当業務	単独校		協働校	
	教員	事務職員	教員	事務職員
口座振替データ作成	○	○		○
金融機関との連絡調整	○	○		○
集金額の資金振分	○			○
業者への支払い	○	△		○
未納家庭通知作成	○	○		○
保護者対応・連絡	○	○		○
金融機関での処理	○	○		○
収入・支出伺作成	○		○	

(2)まとめ

①今後の課題

ア) 学年費等が給食費と切り離されたことにより口座振替手数料(33円~55円)は保護者の負担となっている。振替回数や公費予算化を含めて検討が必要がある。

イ) 学年費等の未納やそれに伴う就学援助費、児童手当等の充当の事務処理を念頭に、将来的に給食費と同様に公会計化へ移行する必要がある。また、将来を担う児童生徒の教育に必要な教材費は子育て支援の面からも公費予算措置することが望ましい。当面はブロック内で学年費の内訳について情報共有しながら保護者負担軽減の取組みを継続する。

ウ) 令和3年9月より高社中ブロックにおいて同様の

協働処理がスタートした。残された豊田ブロックにおいても協働処理が進められることで市内全域で教育条件の平準化が図られる。

②考察

ア) 事務職員の意欲が向上し、校務運営へ参画拡大

これまで学校集金の職務に消極的だった事務職員に意識の変化も見え始めている。けん制体制は組織内で適正な事務処理内容であることを確認する責任が生じる。責任を持つには財務を含めた事務処理内容について確認できる能力が必要であり、必然的に事務職員の意識や能力の向上が期待できる。また、学校徴収金に直接的に関わることで、教育活動の内容を把握し財務運営を進めるようとするため、学校運営全体の把握や教育課程の編成に関わる姿が必要となってくる。ミドルリーダーとしての事務職員の役割は大きくなり、今以上に校務運営に参画する必要があると考えられる。

イ) ブロックにおける学校間連携、小中連携へ

この協働処理の取り組みはブロック内の学校のつながりを強化し、財務から学校を支える有益性のある取組みであったと評価できる。それは、小学校から中学校に持ち上げて利用する教材等についてブロック内で仕様や経費負担を統一したり、必然的にブロック内で使用する印刷用紙や教材等を小中とも同じ仕様にする動きも出始めているからである。将来の就学援助や公費予算事務等の協働処理も想定される。単独校ではできなかった発想や連携が事務職員を中心とした学校間連携でつながり、地域の教育を支える仕組みとなることは明らかである。

ウ) カリキュラムマネジメントの支援に期待

カリキュラムマネジメントは「教育課程に基づき組織的かつ計画的に教育活動の質の向上(特色)を図っていく」ことであり、その側面の一つに「教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと」が示されている。教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するには基盤となる財務運営が必要不可欠である。この基盤の役割が今回の協働処理による学校間連携の仕組みである。財務を通じてブロック内の小中連携を推進し、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けたカリキュラムマネジメントを支えていく役割に発展することを期待する。

(参考文献) 文部科学省：学校における働き方改革に関連した答申や提言